

Management Information

連載 会計実務概論「病医院会計のすべて」

第 2 部 病院会計制度概論

第 11 章 キャッシュ・フロー計算書の作成

11-2-2 キャッシュ・フロー計算書の作成 (承前)

(3) 有価証券の修正

有価証券に関しては、若干の修正が必要である。というのも、投資活動において、取得による支出と売却による収入に分かれて表示する必要があるからである。また、投資有価証券勘定は、期末に時価評価した際に、評価損あるいは評価益が生じるので、そちらも修正する必要がある。付属資料より、当期の購入額が 600、そして当期に売却をおこなっていないが、期末に評価損 300 を計上している。期首 1,500 だったものが期末に 1,800 になっている。したがって、当期の純増加額 300 をキャッシュ・フロー計算書に振り替える仕訳は、以下の通りである。

※設例の数値情報については、第 228 号 (2024/11/1 号) 掲載の図表 11-4 を参照ください。仕訳における*は、キャッシュ・フロー計算書の項目であることを意味しています。

(借) 有価証券の取得による支出*	600	(貸) 有価証券	300
		有価証券評価損	300

(4) 有形固定資産の修正

有形固定資産の処理に関しては、若干の修正が必要である。当期の増加は 600 である。ところが、有形固定資産は、キャッシュ・フロー計算書のひな型から明らかのように、投資活動で取得による支出と売却による収入に分けて表示する必要がある。また、減価償却にも影響を与える。よって、付属の資料から修正が必要となる。有形固定資産の明細により、増加額は当期の取得 2,000 である。一方、減少した部分は有形固定資産 1,000 で減価償却累計額 500 を差し引いた帳簿価額 500 の売却と、当期の減価償却費 900 であり、合計すると 1,400 となる。ちなみに、500 の売却のうち収入は 200 で残額は売却損を計上している。従って、2,000 の増加と 1,400 の減少を相殺すると、当期の純増加額 600 となる。よって、有形固定資産の純増加額 600 をキャッシュ・フロー計算書に振り替える仕訳は、次の通りとなる。

(借) 有形固定資産の取得による支出*	2,000	(貸) 有形固定資産	600
		有形固定資産の売却による収入*	200
		有形固定資産売却損*	300
		減価償却費	900

<続く>

(井出健二郎著「病医院会計のすべて」日本医療企画より)

外来医師多数地域 新規開業が制限？

厚生労働省は、「新たな地域医療構想等に関する検討会」の中で、外来医師が多く所在する地域（外来医師多数地域）での新規開業について、開業の上限を設定し、一定の規制をかける案を提示しました。

日本の医療制度の 3 大特徴の一つである、医師の自由開業に制限をかける案です。今後の議論の行方が注目されます。

以下、同検討会より

- 医師数は、順調に増加している
- 我が国の総人口は、減少している
- 医師需給は、労働時間を週 60 時間程度に制限する等と仮定すると、2023 年の医学部入学者が医師となると想定される 2029 年（令和 11 年）頃に均衡すると推計される
- 病院への従事者数に比べ診療所への従事者数は圧倒的に少ない
- 人口規模が小さい二次医療圏においては、2012 年から 2022 年にかけて診療所数が減少傾向にあるが 50 万人以上 100 万人未満、100 万人以上の二次医療圏では、2012 年から 2022 年にかけて診療所数が増加傾向である
- 「美容外科」については、近年、20 代及び 30 代の医師数の占める割合が増加している

外来医師多数地域の新規開業について

「地域ごとにどのような外来医療機能が不足しているか議論を行い、協議の場を設置（地域医療構想調整会議を活用することも可能。原則として二次医療圏ごとに協議の場を設置することとするが、必要に応じて市区町村単位等での議論が必要なものについては、別途ワーキンググループ等を設置することも可能）

○少なくとも外来医師多数区域においては、新規開業希望者に対して、協議の内容を踏まえて、初期救急（夜間・休日の診療）、在宅医療、公衆衛生（学校医、産業医、予防接種等）等の地域に必要とされる医療機能を担うよう求める。